

国際教養大学研究員規程

平成 20 年 9 月 1 日
大学経営会議決定
規程第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本学」という。）の研究員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究員 学術の発展に寄与することを目的として行う教育、研究または社会貢献に係る活動を大学において行う者をいう。

(2) 課程長等 課程、プログラム、研究科、国際教養教育推進機構、アジア地域研究連携機構、能動的学修・評価センター、日本学修センター及び国際教養教育推進センターの長をいう。

(受入れ基準)

第 3 条 研究員は、本学の教員に相当する身分を有する者またはこれに相当する研究業績を有する者で、大学の教育、研究または社会貢献上有意義なものでなければならない。

(受入れ手続)

第 4 条 研究員を受け入れようとする者は、研究員受入申請書（様式第 1 号）をその所属する課程長等を経て学長に提出しなければならない。

2 課程長等は、前項の申請書を学長に提出するときには、副申書（様式第 2 号）を添えるものとする。

3 学長は、第 1 項による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、教育研究会議または大学院運営委員会の議を経て、受入れを承認するものとする。

4 学長は、前項による承認をしたときは、課程長等を経由して申請者に通知するものとする。

(受入期間)

第 5 条 研究員の受入期間は 1 年以内とする。ただし、研究員を受け入れようとする者が、特別の事由により受入期間延長を申請し、学長が必要と認めるときはこれを延長することができる。

(施設設備等の利用)

第 6 条 研究員は、必要な範囲内で本学の施設および設備等を利用することができる。ただし、研究室は措置しない。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。